附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額において、その算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「自己資本比率改正告示」という。）附則第八条第二項において読み替えて適用する自己資本比率告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条　適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額（以下単に「Ｔｉｅｒ１資本の額」という。）において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第三条第四項（同条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六項に定めるところによる。

2　適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第五条第一項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第四条第三項に定めるところによる。

3　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第三項（同条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条第二項（同条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

4　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第四項及び第六条第二項（同条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第三項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

6　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第三項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第四項に定めるところによる。

○金融庁告示第十四号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の二号を加える。

五　連結レバレッジ比率　自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。

六　持株レバレッジ比率　持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。

第三条後段を次のように改める。

この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「定量的な開示事項」の下に「並びに連結レバレッジ比率に関する開示事項」を加え、同条に次の二項を加える。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

第五条後段を次のように改める。

この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第六条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

第六条第一項及び第二項中「別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項に次の二号を加える。

十二　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三　前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

第六条第三項中「別紙様式第三号により」の下に「、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により」を加える。

第七条第一項中「定量的な開示事項」の下に「並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項」を加え、同条に次の二項を加える。

6　第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）